

別記様式第十（第三十二条関係）

換 地 明 細 書

所有者 の住所 及び氏 名	従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地								記事	
	所有 権の 登記 の有 無	郡 町 村 市 区				街区 番号	郡 町 村 市 区				所有権以外の 権利又は処分 の制限で既登 記のもの			
		町 又は 字	地 番	地 目	地 積		町 又は 字	地 番	地 目	地 積	種 別	部 分		符 号

備考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 従前の土地に係る郡市区町村並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。
- 3 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 4 換地処分後の土地に係る各欄には、換地（換地とみなされるものを含む。）及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。
 なお、換地を定めない従前の土地に対応する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄にしておくこと。
- 5 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的となっている土地の部分の位置及び地積を記載すること。
- 6 「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合に、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。
 - (1) 法第36条において準用する土地区画整理法第90条、第91条第3項又は第95条第6項の規定により換地を定めない場合
 - (2) 法第36条において準用する土地区画整理法第92条第3項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地又はその部分を定めない場合

- (3) 法第36条において準用する土地区画整理法第91条第1項若しくは第4項の規定により換地を定める場合又は同法第92条第1項若しくは第4項の規定により借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定める場合
 - (4) 法第36条において準用する土地区画整理法第95条第1項の規定により換地を定める場合
 - (5) 法第36条において準用する土地区画整理法第95条第3項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合
 - (6) 法第41条において準用する土地区画整理法第104条第5項の規定により地役権が消滅する場合
 - (7) 法第41条において準用する土地区画整理法第105条第1項又は第3項の規定により所有権が国若しくは地方公共団体又は公共施設を管理すべき者に帰属する場合
 - (8) 法第41条において準用する土地区画整理法第105条第2項の規定により従前の権利が消滅する場合
- 7 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。